

## 1. 策定の背景と目的

- ・都市公園は、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場となるほか、都市や地域の防災性の向上、野生生物の生息・生育環境の確保等の多様な機能や効用を有する都市の「みどり」の根幹的な施設である。
- ・都市公園は、特に高度経済成長期に積極的に整備されたため、多くの樹木は、高齢化・大径木化が進行しており、倒伏や落枝による重大な事故等の発生リスクが高まることが懸念されている。
- ・このため、樹木の持つ機能や効用の増進と樹木の安全性の確保を、継続的に両立させていく必要があり、樹木の点検・診断を適切かつ確実にを行うことが重要である。
- ・そこで、都市公園の樹木を起因とした事故等を未然に防止し、樹木の健全な育成を図りつつ、公園利用者等の安全・安心を確保することを目的として策定した。



高齢化・大径木化の進行により、倒伏した樹木

## 2. 位置付け

- ・「公園施設の安全点検に係る指針(案)」の「維持管理段階における樹木の点検」部分に関する別冊
- ・国による都市公園の行政又は技術に関する助言

## 3. 対象と適用範囲

- ・対象施設は、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設のうちの「樹木」
- ・指針の対象は、維持管理段階における点検・診断

## 4. 構成

- 本指針は基本的な考え方と解説からなる。
- ・基本的な考え方: 都市公園における樹木の点検・診断の基本的な考え方及び点検・診断の際に配慮すべき基本的な事項を示したものであり、公園管理者に対する国の技術的助言に相当するもの。
- ・解説: 「基本的な考え方」の理解を深め、適切な運用が図られるよう、解説を示したもの。
- その他、参考資料として、専門家でなくても活用できる点検・診断の実施のための基礎的な技術的留意点、個々の都市公園への適用にあたっての参考となる一例を提示している。

## 5. 基本的考え方

- ・公園施設の点検は安全確保に主眼を置くものであるが、樹木の点検・診断は、その結果行われる通常有すべき安全性の確保と、当該樹木の健全な育成や機能・効用の増進との両立を図る必要がある。

## 【本指針で示す点検・診断のイメージ】

### <日常点検>

巡視や立ち寄りによる点検

### <診断>

点検の結果、変状・異常があったものに対して実施

### <定期点検>

日常点検より詳細な点検

(例)



定期点検: 樹体の揺れ

(例)



診断: 鋼棒貫入

評価・記録



定期点検:  
樹木点検票

評価・記録



診断:  
樹木診断  
カルテ

### <災害対策点検>

災害が発生または想定されるときに実施